

## 変更届に係る添付書類一覧 (2023.11.2更新/名護市福祉部介護長寿課)

変更があった事項	提出書類													
	変更届出書(様式あり)	付表(様式あり)	登記事項証明書 の 写し	勤務表(参考様式1) (※4)	介護支援専門員一覧(参考様式7)	従業者の資格証の写し	各経歴書(参考様式2)	誓約書(参考様式6) ※要押印	平面図(参考様式3)	設備・備品等一覧表(参考様式4)	運営規程又は重要事項証明書(変更部分に下線等)	消防法令適合通知書(※10)	契約書の写し	業務管理体制の届出(※8)
事業所(施設)の名称	○	○									○			○
事業所(施設)の所在地	○	○		○				○	○	○	○			○
申請者の名称	○	○	○				○							○
主たる事務所の所在地	○		○											○
代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所	○		○(※2)				○(※7)							○
登記事項証明書又は条例等	○		○											○
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	○	○		○				○	○		○			
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○		○		○	○(※9)	○(※7)						
運営規程	運営方針・事業の目的	○									○			
	職員の職種・員数・勤務内容(※5)	○	○	○		○(※1)	○(※1)				○(※5)			
	利用料・サービスの内容	○	○	○(※6)							○			
	営業日・営業時間	○	○	○							○			
	通常の事業(送迎)の実施地域	○	○	○							○			
	利用(入所)定員(※3)	○	○	○				○	○	○	○			
	緊急時における対応方法	○									○			
	非常災害対策	○									○			
	サービス(施設)利用に当たっての留意事項	○									○			
	その他運営に関する留意事項	○									○			
協力医療機関又は協力歯科医療機関	○	○										○		
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	○	○										○		
本体施設、本体施設との移動経路等	○							左記の内容がわかるもの						
併設施設の状況等	○							左記の内容がわかるもの						
介護支援専門員の氏名及び登録番号	○	○		○	○									

※1 指定基準上、指定要件を必要とされる職員の場合のみ。

※2 登記簿謄本に代表者である旨が記載されていない場合は、代表者に選任されたことを示す書類(理事会議事録の抄本)を添付。

※3 定員の増に係る変更については、事前協議が必須。建物を改築する場合は、「建築基準法の規定による検査済証の写し」「消防署の発行する「消防用設備等検査証」の写し(直近年度)」も添付。

※4 指定基準上、必要な職種を全員分記載すること。

【地域密着型通所・認知症対応型通所/宿泊サービスを提供する場合】夜勤の勤務時間は記入しないこと。(宿泊サービスは、介護保険対象外のサービスであり、別途指針が設けられています。)

※5 員数の記載、変更届の提出頻度については、「変更届出に関する留意事項(令和4年3月)」の『2 運営規程について(員数の記載や変更届出の明確化)』を参照すること。

※6 変更内容や加算の状況による。担当までお問合せください。【名護市介護長寿課 介護給付・保険料係 0980-53-1212(内線137)】

※7 姓、住所又は職名のみの変更時は不要。

※8 【名護市内で地域密着型サービスのみを行う事業者対象】

業務管理体制の所管(届出先)が変わる場合又は法令順守の責任者が変わった等届出事項に変更があった場合のみ添付が必要。

※9 【地域密着型通所介護、総合事業(通所型サービス・訪問型サービス)】管理者の経歴書不要。

※10 通所系・入所系サービスは、施設や設備等の消防法による適合の確認が必要です。詳しくは名護市消防本部予防課(電話:0980-52-1195)へお問い合わせください。交付には、検査日程の調整含め2週間程度要します。